

○南伊豆地域清掃施設組合運営会議規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第2号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、組合運営の円滑化を図るために設置する南伊豆地域清掃施設組合運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営会議は、次の事項を協議する。

- (1) 組合の運営方針に関すること。
- (2) 組合議会に提出する議案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、組合を構成する関係市町の長（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会議)

第4条 運営会議の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員に事故があるときは、その代理者を出席させることができる。

(経費の負担)

第5条 運営会議に必要な経費は、関係市町の負担としてその都度会議に諮って決定する。

(費用弁償)

第6条 委員が会議に出席するための費用弁償は、関係市町の負担とする。

(庶務)

第7条 運営会議の庶務は、組合事務局において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。